

○厚生労働省令第八十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間) 第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働 省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。	(法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間) 第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働 省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。 。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。